処　分　基　準

平成28年11月30日作成

法　　令　　名：	福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例
根　拠　条　項：	条例第14条
処　分　の　概　要：	利用カード販売業者への指示
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法　令　の　定　め：	
処　分　基　準：	別紙のとおり
問　合　せ　先：	警察本部生活安全部生活安全企画課

別紙

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例に基づく指示の基準

1　指示の基準

(1)　福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成８年福島県条例第35号。以下「条例」という。）の規定に違反する行為が行われた場合は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き、条例第14条の規定に基づき、指示をするものとする。

なお、条例に基づく処分に違反した場合は、営業停止等の対象であり、指示の対象ではないので留意すること。ただし、営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分を行う事由について指示処分を併せて行うことができる。

(2)　指示は、比例原則にのっとって行うこと。

(3)　指示は、営業者等に過大な負担を課さないものとすること。

(4)　指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとすること。

(5)　指示は、１回の違反について１回行うものとすること。

2　指示の手続

(1)　指示を行う際には、福島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成８年福島県公安委員会規則第３号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとすること。

(2)　指示は、その理由、内容及び審査請求をすることができる旨等を記載した公安委員会名の文書で行うこと。

3　指示の内容

(1)　違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。

(2)　将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。

(3)　状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、善良の風俗若しくは清浄な風俗環

境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止を図るものとする。

4　指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、営業停止の処分を行うこと。

処　分　基　準

令和５年９月12日作成

法　　令　　名：	福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例
根　拠　条　項：	条例第15条
処 分 の 概 要：	利用カード販売業者に対する営業停止命令
原権者（委任先）：	福島県公安委員会
法 令 の 定 め：	
処　分　基　準：	別紙のとおり
問　合　せ　先：	警察本部生活安全部生活安全企画課
備　　考：	

別紙

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例に基づく営業停止命令の基準

（目的）

1　この基準は、福島県公安委員会が、福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成８年福島県条例第35号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、利用カード販売業者に対して営業の停止を命ずる場合における量定の基準を定めることを目的とする。

（用語の意義）

2　この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1)　「営業停止命令」とは、条例第15条の規定に基づき、公安委員会が営業の停止を命ずることをいう。

(2)　「指示処分」とは、条例第14条の規定に基づき、公安委員会が指示をすることをいう。

（指示処分との関係）

3　「営業停止命令」は、当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うものとする。

また、営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

さらに次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに営業停止命令を行っても差し支えない。

(1)　同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なものを短期間に繰り返し、指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

(2)　指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合

(3)　罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）

(4)　短期20日以上の量定に相当する処分事由に当たる法令違反行為が行われた場合

(5)　(1)から(4)までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

（処分の量定基準）

4　営業停止命令の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

Ａ　６月の営業停止命令

Ｂ　40日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、３月。

Ｃ　20日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、40日。

Ｄ　10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日。

Ｅ　５日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。

（営業停止命令の併合）

5　処分事由に当たる法令違反行為が２つ以上行われた場合は、１つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその２分の１の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

（観念的競合）

6　２つ以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

（常習違反加重）

7　最近３年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がＡに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について４から６までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近３年間に営業停止命令を受けた回数の２倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

（営業停止命令に係る期間の決定）

8　営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1)　原則として、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、６月とする。

　また、量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、

４に定める基準期間（５に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間にその２分の１の期間を加算した期間を基準期間とし、６に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、７に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によることとする。

(2)　量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、４から７までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、２月を下限として６月より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア　処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ｱ)　最近３年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

(ｲ)　指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。

(ｳ)　処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(ｴ)　従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。

(ｵ)　改悛の情が見られないこと。

(ｶ)　付近の住民からの苦情が多数あること。

(ｷ)　結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(ｸ)　16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。

イ　処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ｱ)　他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

(ｲ)　営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

(ｳ)　最近３年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、改悛の情が著しいこと。

(ｴ)　具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。

別表

処　分　事　由	関係条項	
＜条例の規定に違反する行為＞		
（１）　営業届出義務違反	条例第３条第１項、第18条第３項	C
（２）　変更届出義務違反	条例第３条第２項、第18条第４項第１号	E
（３）　利用カードの販売の制限違反	条例第４条、第18条第２項第１号	D
（４）　違反広告物の除去等措置命令違反	条例第７条第１項、第18条第２項第２号	B
（５）　中止命令違反	条例第８条、第18条第１項第１号	B
（６）　青少年に対する勧誘等の禁止違反	条例第10条、第18条第１項第２号	B
（７）　青少年に対する利用カードの交付禁止違反	条例第11条、第18条第２項第３号	C
（８）　利用カードを販売する者の禁止行為違反	条例第12条、第18条第４項第２号	C
（９）　報告・資料提出義務違反	条例第13条、第18条第４項第3号	E
(10)　立入の拒否、妨害、忌避	条例第13条、第18条第４項第3号	E
(11)　指示違反	条例第14条	B
(12)　営業停止命令違反	条例第15条、第18条第１項第３号	A
＜他の法令の規定に違反する行為＞		
(13)　刑法（明治40年法律第45号）第175条又は第183条の罪に当たる違法な行為	条例第15条第２号	B
(14)　売春防止法（昭和31年法律第118号）第２章に規定する罪に当たる違法な行為	条例第15条第３号	A
(15)　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処	条例第15条第４号	A

罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪に当たる違法な行為		
(16)　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第１項第６号の規定に違反する行為	条例第15条第５号	A
(17)　児童福祉法第34条第１項第７号（同項第６号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。）の規定に違反する行為	条例第15条第５号	D
(18)　児童福祉法第34条第１項第９号の規定に違反する行為	条例第15条第５号	B
(19)　労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第１項又は第61条第１項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第２項の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反する行為	条例第15条第６号	B
(20)　福島県青少年健全育成条例（昭和53年福島県条例第30号）第24条の規定に違反する行為	条例第15条第７号	A